

# 平成 29 年 6 月 定 例 教 育 委 員 会

日 時 平成 29 年 6 月 2 日 (金)  
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

ご起立ください。ただいまから、平成 29 年 6 月 定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

## 1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案 2 件、報告事項 3 件になっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

教育長から、一般報告及び議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

それでは、一般報告をさせていただきます。

5 月 24 日に、毎年定例的に実施している鳥取大学との意見交換を実施しました。ちょうどタイミングよく、5 月 16 日に国から、高大接続に関し、試験の問題等の例も含めた詳しい状況が伝わってきましたので、そういったこと等について意見交換をしました。鳥取大学の方でも既に入試改革に向けて色々と準備を進めておられる中で、そこで特に議論になったのは、英語においては英検等、民間の試験を使うという案が出ており、準 1 級、1 級といったある程度漠然とした幅のある刻みで見ると一方、他の教科では 1 点刻みでの試験が行われるところをどう扱うかということについて質問したのですが、これから議論していくところだという回答をいただきました。他の意見交換等の詳細の内容は、また別途報告させていただきます。

5 月 25 日にいじめ・不登校対策本部会議を、31 日には更に関係団体を含めたいじめ問題対策連絡協議会を開催しました。かねてからご検討していただいている「いじめ防止のための基本的な方針」について、国が方針の改訂を行ったことに伴い、県としてもこの度改訂をするべく、それについての意見交換を行ったところです。その中では大きな異論は出ませんでした。これについては、総合教育会議でもご意見を伺いつつ、パブリックコメントの実施を経て、改訂に向けて進めていきたいと考えております。

5 月 26 日から 30 日まで、北朝鮮に係る情勢不安がある中ではありましたが、韓国の江原道で行われた世界平和フェスティバルに、鳥取県の高校生 25 名が参加してきました。世界 7ヶ国から高校生が集まっており、平昌オリンピックを控え、オリンピック体験などを通して交流を深めたようです。鳥取県の高校生は非常に活発に、輪の中心になるような動きをしていたと聞いており、非常に頼もしいと思ったところです。現地に行っている間にもミサイル発射があったりしたのですが、現地の様子はむしろ日本よりも落ち着いていたくらいだったようです。

5月29日には、平成30年度の夏に予定されている全国中学校体育大会について、中国ブロックで開催されるのですが、本県では鳥取市でサッカー、中部の倉吉市及び4町でソフトボールを開催する予定としており、そのための鳥取大会の実行委員会の立ち上げを行いました。昨年のインターハイ等の経験を生かし、全国から来る選手、役員の皆さんが十分に力を発揮できるよう、スムーズな競技運営、おもてなしの心のあふれる運営を行っていきたいと考えています。

また、高校総体、高等学校の総合文化祭の時期になってきております。高校総体は既に始まっており、5月20日に自転車競技、27日、28日には、陸上、ボートが開催され、6月3日、4日には残りの種目が、県下各地の会場で開催されます。また、総合文化祭は6月3日に倉吉未来中心で開催される予定です。お時間がありましたら、覗いていただければ幸いです。一般報告は、以上でございます。

本日は、議案を2件お願いしております。議案第1号は、公立学校教職員の懲戒処分について、教職員に非違行為がございましたので、その件についてお諮りするものです。議案第2号は、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、保護文化財1件を県指定の史跡名勝に指定するに当たり、審議会の意見を求めるための諮問を行うものです。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

### 3 議 事

#### (1) 議 案

##### ○中島委員長

議題に入ります。本日の署名委員は、若原委員と鱸委員にお願いします。

議案第1号ですが、人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(賛同の声)。それでは非公開で行うこととします。議案第1号の関係課長以外の方は席を外してください。

##### 【非公開】

議案第1号 公立学校教職員の懲戒処分について

##### 【公開】

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

##### ○中島委員長

それでは、議案第2号について、説明をお願いします。

##### ○片山文化財課長

議案第2号、鳥取県文化財保護審議会への諮問について、説明します。今回は、名勝「興禅寺庭園」について、知事公邸の近くにある興禅寺の庭ですが、これを県の名勝として指定することについて、鳥取県文化財保護審議会に諮問しようとするものです。

興禅寺の庭園は、池田家に起源があり、小牧・長久手の戦いで戦死した池田元助の菩提を弔うために岐阜城下で建立された龍峯山広徳寺を起源とするものです。池田家の国替えに伴い、寛永

9年（1632年）に鳥取へ移転してきました。この庭園は、すぐ北側に迫っている久松山系の丘陵を活かして築山とし、麓に池を配置し、その対岸に書院を配する池泉鑑賞式の武家書院庭園であり、江戸時代初期に作庭されたものと言われております。県内に残る代表的な事例であり、当時の庭園文化を考察する上で重要なものと言えますので、この度、これを名勝に指定しようとするものです。

○中島委員長

名勝の定義は何なのでしょう。

○片山文化財課長

名勝は非常に幅が広く、建物の中に配置されている庭園が名勝となる場合もありますし、天然記念物に近いもので、山などの自然そのものを名勝という場合もあります。

○中島委員長

では、今回はこの庭園を名勝として指定するということですね。

○片山文化財課長

はい、そうです。庭園は、資料に掲載している写真の範囲の外側にも広がっており、背景としている久松山側の土地も興禅寺が所有されており、手入れ等も合わせてされています。

○坂本委員

庭園の広さはどれくらいあるのでしょうか。

○片山文化財課長

庭園としてどこまでの範囲を指定するか、これから調査していく段階ですので、面積については現時点でははっきりと申し上げられないです。

○鱸委員

公開は、どのようにされるのでしょうか。

○片山文化財課長

現在は、興禅寺に入って自由に見ていただくようになっております。今後、名勝に指定されましたら、若干の整備を行い、興禅寺と相談の上、季節等のいい時期に公開するというような仕掛けを行っていきたく考えています。

○若原委員

議案と直接は関係の無いことなのですが、興禅寺は臨濟宗から黄檗宗に改宗されたとのことですが、現在残っている本堂は改宗後のものなのでしょうか。

○片山文化財課長

現在残っている建物は、江戸時代末期のものではないかと推定されており、黄檗宗に改宗されたのは元禄の池田光仲公の時代ですので、本堂は黄檗宗への改宗後のものだと思います。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）。

では、議案第2号についても、原案どおり決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

それでは、報告事項に移ります。初めに事務局からまとめて説明していただいて、その後質問をお願いします。報告事項ア、イ、エについて説明をお願いします。

報告事項ア 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

○林教育総務課長

報告事項ア、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、報告させていただきます。個人情報保護法の一部改正に伴い、3月の県議会で鳥取県個人情報保護条例の一部が改正され、非識別加工情報という、個人情報の中から個別の一人一人の情報が分からないようにしたかたちの情報を民間事業者等に提供する仕組みを作るように変更されました。これに伴い、鳥取県教育委員会の事務処理権限規程において、その業務の区分を定める改正や、条ずれ等に伴う整理を行いました。この改正は、教育委員会だけでなく、知事部局やその他の任命権者の部局で時期を合わせて改正する必要がある、5月30日施行するという内容等と合わせて調整していたこともあり、臨時代理により決裁させていただきましたことを報告するものです。

改正の概要は、先ほど申し上げたとおり、個人情報ファイル簿の作成等の事務に係る事務処理権限の区分を定めたこと、鳥取県個人情報保護条例の条項が変わった部分について、引用する条項を改正したこと等です。施行は5月30日で、鳥取県の各部局の規則も一斉に改正されております。

具体的な改正は資料の2頁以降に記載しておりますが、別表2の十一の2の(2)に個人情報ファイル簿の作成及び公表を追加する、(9)に提案の審査等を追加する等の改正を実施しております。以上です。

報告事項イ 平成29年度第1回いじめ・不登校対策本部会議及び第1回いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

5月25日に第1回いじめ・不登校対策本部会議を、5月29日に第1回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会を行いましたので、報告させていただきます。主に、鳥取県いじめの防止等のための基本方針の改正案についてと、いじめ防止に係る無記名アンケート調査について、ご意見をいただきました。

鳥取県いじめの防止等のための基本方針の改正案については、会議の中で改定案と改定のポイントを示して議論いただきましたが、特に集約担当についての意見が多く出されました。我々としては、いじめにつながりかねない情報を共有し、組織的な対応をしてほしいという思いから、「集約担当を置く」という表現としたのですが、現場でわかりにくいという意見が多くありまし

た。これを受け、改定案の5頁にあるように役割等をわかりやすく整理して記載することとしました。この基本方針については、本日の教育委員会後、案として各学校等に送付するとともに、パブリックコメントを実施して意見を集めたいと考えています。その後、その内容を反映したもののについて7月の定例教育委員会で議決いただき、市町村教育委員会と県立学校に通知をする予定にしております。

また、いじめ防止に係る無記名アンケートについてもいろいろな意見がありました。短期間、継続的に実施するようなアンケートについて、案をいくつか作成し、そのねらいも明確にしながら学校に例示していくこととしております。

## 報告事項ウ (欠番)

### 報告事項エ 学校史などの図書館資料の切り取り等に係る県内図書館の状況について

#### ○福本図書館長

報告事項エ、学校史などの図書館資料の切り取り等に係る県内図書館の状況について報告します。

学校史の切り取りについては、最初に岐阜県の図書館で発見され、その後岐阜県近辺の東海、北陸地方を中心に、学校史や学校記念史といった郷土資料に分類される書籍のうち、特に集合写真の部分などが切り取られるということが続々と発見され、相次いで報道されて話題になっているところです。その後、日本図書館協会から全国の図書館に照会があり、5月19日付けで全国の図書館の状況が発表されています。鳥取県立図書館については、前回の定例教育委員会の教育長の一般報告の中で、被害がなかったという報告がありましたが、詳しく説明しますと、図書館の所蔵する学校史や記念史は、閲覧できる状態にしている資料が約300冊、書庫で保存管理している資料が900冊あるのですが、これらをすべて点検したところ、切り取られたり破られたりしたものはありませんでした。また、日本図書館協会からの追加の照会もありましたので、県内の市町村立図書館での被害についても確認しましたが、被害はなかったという報告がありました。

日本図書館協会の調査の結果によると、北海道から九州の熊本県まで、全国27の都道府県で幅広く被害があったことが分かっております。ただ、新聞報道などでも触れられているとおり、岐阜県での事案は発見直前に切り取られたことが明らかだったものなのですが、他の都道府県の事案には、発生時期は相当昔のもので、当時切り取られたり破られたりして、破損した本として処理をしていたものも含まれております。

鳥取県立図書館での管理状況ですが、県内学校の学校史や記念誌は郷土資料として分類しており、先ほど言いましたとおり、図書館の2階の奥のほうのコーナーを設置して300冊程度置いてあります。郷土資料というのは一般の書店で売っておらず、部数も限られており非常に貴重ですので、1部を必ず書庫で保存管理し、2部以上あるもののみ、郷土資料室で利用者が自由に閲覧できることとして取り扱っております。今回のことを受け、警備員の巡回の強化、閲覧、貸し出し時の職員による確認の徹底といった、被害を受けたいずれの図書館も対策として挙げていることを実施すべく、早速職員研修の場で確認したり、警備会社に話をしたりしております。それに加え、一番大事なのは利用者の啓発だと思っておりますので、今回の学校史のことだけにスポットを当てて、「学校史を大事にしてください」とだけ呼びかけるのではなく、「図書館の資料は重要なものなので、大切にしましょう」ということで、マナー全般として呼びかけ、その中で学校史の件にも触れるようにしたいと考えています。図書館で、借りた方が服のポケットに入れたまま洗濯してぼろぼろになってしまった本や、コピーを取る際に無理して押さえたために背表紙

の部分が割れた本、破られた新聞といったものを残しておりますので、こういった実物も展示しながら、ポスターやチラシも作成し、マナーアップキャンペーンのようなことをしようかと考えているところです。先ほど申しあげましたように、郷土資料は部数も限られた非常に貴重な県民の共有財産ですので、今回幸い被害は無かったのですが、今後も保存して継承していかないとはいけませんので、マナーアップキャンペーンの実施のように、今回のピンチを機会ととらえて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○中島委員長

それでは、質問等がありますでしょうか。

報告事項アについて、教育に関する情報も非識別加工情報として提供されることになることもあり、まだ不安に感じる点もあるのですが、どう運用されるのでしょうか。

○林教育総務課長

運用については、まだガイドライン等が明確になっておりませんので、県全体で情報を共有しながら、今後作成されると思いますガイドライン等も踏まえ、十分に留意して実施していくことになると思います。個人情報保護の観点には、特に注意をしていくことになると思います。大きな流れでは、知事部局の保有している年齢や動向等が、民間からすると有用な情報となると思います。教育委員会から提供する可能性があるのは、学力についての部分かと思います。

まだ加工情報がどのようなものか、曖昧な部分もありますので、引き続き動向を確認しながら、実情に合わせて実施していきたいと思っております。

○中島委員長

そうですね。わかりました。

報告事項イについて、いじめ防止のための方針の策定や、アンケートの実施については、しっかりとできていると思うのですが、他の県においても同様に対応をしていると考えられる中、いじめで自殺につながるような事案が発生していることがとても気になります。鳥取県でも、そういうことが起こり得る、そういった事案の芽は起きている、という考えを持つ必要があると思います。

○若原委員

報道されている事案を見ると、他の県等の教育委員会の対応には理解できないようなものもあります。

○中島委員長

そう思います。報道されている情報だけ見ると、とても非常識で信じられない対応をしているように見えるのですが、恐らく対応のルールは、我々が持っているものと同じようなものなのだと思います。

○佐伯委員

協議会での意見の中に、アンケートを実施することに対して、マンネリ化することへの危惧についての意見がありました。こういった繰り返しのアンケートを通して、ちょっとした変化を見逃さないよう、意識して見て行く必要があると思います。アンケートでは、子どもは「いじめ

は受けていない、見ていない、無い」と回答していても、実際にはそうでないということもありますので、その回答の表面だけを捉えて判断するのではなく、書き方が少し違ったり、書いてある文字がいつもと異なり薄いといったようなことにも気付かないと実際のいじめを見つけることは難しいと思います。

担当される先生にはとても大変な業務になってしまうと思うのですが、忙しい中でも先生方がしっかりと見て行く意識を持つようにしていく必要があると思います。

#### ○中島委員長

このことについての議論は尽きないところがあると思うのですが、聞いていると、先生の負担を軽減して生徒と向かい合える時間を作ろうとする一方で、内容の細かいアンケートを実施することとなり、一方でアクセルを踏んで一方でブレーキを踏むような状況になってしまうと思いますので、どう本質的な解決の方向に持って行けるかということが大切だと思います。

#### ○鱸委員

おっしゃるとおり、教師にやらないといけないことがたくさんある中、その負担を省いて、子どもと向き合える時間をどれだけ作るかということが大切だと思います。本日の新聞に「教師の日」という記事がありましたが、地域や保護者の方に教師の仕事を分かっていたいき、地域全体、PTAも協力して子どもを育てるという動きが大事だと思います。

現在、小学校や中学校で起こっている自殺につながるようないじめを見つけるためには、アンケートをしたからそれで分かるというものでもなく、普段からの子どもを個別に見て行く中での気付きだと思います。データ化がいくら進んでも、それだけで見つけるのは難しく、やはり教師が担任の30数名の子どもの顔を見る必要があると思います。教育では、基本的な知識を教える必要もありますが、元気で大きく育っていくよう、やる気や自尊心を持たせることもとても重要だと思います。どんな子どもでも自尊心があれば社会に適合していけると思いますので。それには幼児期からの教育も視野に入れる必要もあるので、難しい課題だと思います。

報道等であった、いじめの起きた教育委員会での対応を見ていると、初めは必ず、原因はいじめとは考えにくいと言いながら、結果的にはいじめがあったということが多く、対応に問題があるのだらうと思います。教育長も、本音でそう言ったわけではないケースもあるとは思いますが、どうしても教育委員会の対応が浮いているように見えてしまいますので、感覚的な部分も根本的に変えて対応していく必要があると感じました。

#### ○坂本委員

子どもの様子を見るのに、昼の給食の時間をポイントの一つにしたらいいのではないかと思います。授業とはまた様子が全く違ってきますので、変化も見つけやすい時間なのではないかと思います。

#### ○佐伯委員

他にも、休憩時間や、登下校も様子の変化を見ることができます。登校の見守りをしてくださる方から、このごろ表情がおかしい、一人で遅れて登校している、何か言いたいことがあるそうだけど何も言わずに行ってしまう、というような情報をもらうことがあります。実際に朝、登校の様子を見ると、いつもだったら一緒に登校している友達同士が最近では別々に登校しているとか、普段よりも遅れて登校しているとか、友達を避けて時間をずらしているようなことが見えること

がありました。それに気付いて、担任の先生と連携して、声をかけたりさらによく様子を見たりして対応することがあります。

○鱸委員

現在の自殺者の状況は、全国、鳥取県ではどのような状況なのでしょう。特に、子どもはどうか。

○影山人権教育課長

前職で自殺の対策に関する仕事をしていましたので、回答させていただきます。自殺者はリーマンショックのころにかなり増加したのですが、そこからは減少し続けています。鳥取県でも減少してきており、近年では100人を切っております。

自殺者には高齢者が多く、身体の問題や精神的なことが原因であることが多いです。子どもの自殺は多くありません。以前は中高年、若者のケースも多かったのですが、近年では減ってきています。

○中島委員長

報告事項エについて、傷んでしまった本を展示するというのはいいアイデアだと思いました。

郷土資料は、意識的に文献として少し軽んじてしまう部分もあるのかと思ったのですが、図書館長の説明を聞くと、確かにとても大切なもので、50年後、100年後に当時の状況を知るために本当に貴重なものになるんですね。

こういった学校史等の郷土資料は、国会図書館には入るのでしょうか。

○福本図書館長

郷土資料は、国会図書館には入らないものが多いと思います。市販されている書籍でISENの記号が付いているものは必ず保存されるのですが、それ以外のものはほとんど保存されていません。ですので、一部デジタル化されているものもありますが、大半のものはその地域だけにしか無く、そこまで足を運ばなければ見られないというものが多いです。

○中島委員長

以上でよろしいでしょうか。（賛同の声）。では、以上で報告事項は終わります。

その他、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

次回の定例教育委員会は7月6日（木）ですが、よろしいでしょうか。（賛同の声）。

それでは、本日の定例教育委員会は、これで閉会といたします。以上で本日の日程を終了します。ありがとうございました。